

Title	Frohndenについて
Sub Title	About "Frohnden"
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.4 (1967. 4) ,p.415(65)- 427(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19670401-0065
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670401-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670401-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- [2] Karlin, Samuel, *Mathematical Methods and Theory in Games, Programming, and Economics*, Vol. 1 (Addison-Wesley; 1959).
- [3] Koenig, John G., and Morgenstern, Oskar, and Thompson, Gerald L., "A Generalization of the von Neumann Model of an Expanding Economy," *Econometrica*, Vol. 24, No. 2 (April, 1956).
- [4] Morishima, Michio and Thompson, Gerald L., "Balanced Growth of Firms in a Competitive Situation with External Economies," *International Economic Review*, Vol. 1, No. 2 (May, 1960).
- [5] von Neumann, J., "Über ein ökonomisches Gleichungssystem und eine Verallgemeinerung des Brouwerschen Fixpunktsatzes," *Ergebnisse eines mathematischen Kolloquiums*, No. 8 (1937), translated in English as, "A Model of General Economic Equilibrium," *Review of Economic Studies*, Vol. 13 (1) (1945-46).
- [6] Thompson, Gerald L., "On the Solution of a Game-theoretic Problem," Paper 17 from *Linear Inequalities and Related Systems*, op. cit.

資料

Frohnden の こと

宇尾野 久

Werner Conze, *Quellen zur Geschichte der deutschen Bauernbefreiung*, 1957. 邦訳 編纂者 W. Conze 邦訳 Albrecht Thaer, Grundsätze der rationalen Landwirtschaft, (1809—1812). § 101. Frohnden. から大要次のような抜萃を掲げている。

「最後に、賦役 (die Frohnden), (Hofdienst, Herrendienst, Robot, Scharwerk) が問題となる。

之等は、まず第一に役畜奉仕 (Gespanndienst) と手の奉仕 (Handdienst) に分かれる。前者は通常もともと役畜を保持するに充分大きな農家数からしか給付されない。後者は、(役畜を保持するに) 充分でないか、もともと役畜が存在しない小さな農家から給付される。前者は普通農民と云われる、そして更にそれは四頭の馬を以て奉仕する完全農民と二頭又は一頭の馬を以て奉仕する半農民に區別される。

手を以て奉仕する者は、小百姓 (Kossäten) 又は小舎住農 (Kathner) と呼ばれる、しかし手の奉仕は、耕地をもたず、家や庭や放牧地 (Viehweide) しかもたない小舎住農 (Büdner, Häuslern, Gä-

Frohnden について

rnern, Einliegern, Insten 等) と呼ばれるような者達からも給付される。

第二に、測定された奉仕と不測定奉仕に區別される。

測定された奉仕は、普通日数によって定められている。かくて年間のある一定数の賦役日 (Hofetagen) が、給付されねばならない。年間のある一定数の (賦役) 日時の選定は、稀にグーッヘルに依存する、然らざれば各農業季節の各週に定められる。

その際当該 (賦役) 日の一定量の各種労働が規定されるか又は規定されていない場合とがある。最後の場合には、その賦役は権利者達にとって通常きわめて価値が少いか又は廃止された農奴制や臣従制度、さらに廃止された領主裁判制度の場合のように、そこで即座に肉体的強制手段が役立ち得ない場合には、その賦役の価値は無に低下してしまう。

之等の無限定の賦役は義務農民自身にとっても一般の上級農民にとってもそれぞれ外の奉仕種類より不利となる。つまりそれは怠惰、無関心、故意な不完全なやり方や悪意の反抗を誘発し、それに

よって道徳が破壊され、又多くの時間と労働力が完全に浪費されてしまう。

隸農 (Knecht) や農民の息子は、その雇主や父から、怠惰で、なげやりで、陰険であるように教えられた。隸農はグーツヘルをうらぎることを名譽とし、怠惰になれ、雇主や父をあざむき、最後に彼が為し得た労働について、自分自身をあざむいた。

それ故一般に怠惰な人々は、とくにこのような賦役が行われる所でみうけられる。そして全下僕 (Gesinde) は (賦役) 奉仕者の怠惰や悪だくみをまねる。それゆえ毎日の労働量がきめられている奉仕の方がずっとよいし、またもしこの規定が達せられるならば奉仕日を若干緩和する方がうまくゆく。

しかしまた時には日時を全く顧慮せずに一定種類の一定量の労働が規定されていた。この場合、労働はいそいで、しかしますます劣悪にはたされる。

全体の耕地又はその一部がこの種の賦役によって耕される場合は、之は農民の耕地に対比して劣悪な成果によって特徴づけられ、また屢々かなりの十分の一税やさらに牧養権 (又は伐採権) の利益のある場合にさえ、まったくひどい収益を与える。

そのような地方では、賦役によって耕される耕地は、自己の役畜によって耕される耕地からもはや遠く及ばぬものとして区別されている。そしてその収益の差は、明らかに奉仕によって果された労働の価値以上の額にのぼる。

それ故労働の量が、日数によって又一般的に確定される場合、次

のような労働をえらぶのが最善である、そのさいその (労働の) 遂行が何等著しい区別をなし得ない、つまり可能な場合には、その責任の履行が殆んど厳密に定められている運行に向う。

不測定の奉仕は、農民の境遇としか一致しないように思われる。そのさいその農民の家、家敷及び家畜は、もともとグーツヘルに属し、グーツヘルはまた農民に之等のものを委ねるか又はとりあげる権利をもっている。ここで農民は賃銀や生活費の代りに之等の家敷の利益をもつ隸農とみなさるべきである。主人がもしその所有地を荒廃させまいと思えば隸農やその家畜を作業させぬだろう。

この制度は臣従や隸従 (Untertänigkeit und Leibeigenschaft) なしにも考えられる。そして臣従や隸従がなくとも、おそらくそのようなものをもってするより、よりうまくゆくであろう。

そのさい両方が互に不満足の場合には、お互に拒否できる。だがこの制度は農民がその農家敷の実際の所有者である若干の場所でも存続する。ここでは農民が彼自身の耕地の耕作やその経済の遂行に必要なだけの時間をのこしておかねばならないという原理によって不合理な要求が制限されている。それについての判定は、異常に複雑なので、いわゆる不能の審理と無限の不和がそこから生ずる、つまりそこから期待すべき奉仕は殆んど価値がない。

手の奉仕は、一部分日数に従い、一部分一定の労働量に従って定められている。特に耕地の耕耘奉仕や収穫奉仕は後の奉仕に属し、ここではそれに有能な人物が一定量の労働を果たすにそういない。日奉仕のさいには、男子か女子か、強い者か、弱い者がそのために

たてられなければならないかは、多くの場合不確定である。賦役が大部分農家敷の普通の手当をもち、従って農家敷に依存しているような人々、つまり賦役によって家賃を支払う借家人 (Häufing) から行われる場合、事情によっては役畜奉仕よりも一そうそれを期待するにそういない、そしてそれらを一般に女子の日雇労働者と同じに評価する。之等の手の賦役は奉仕者にはあまり不利ではない。

之等の人々からとり入れの仕事が全部はたされ、それに対して、之等の人々が一定の束の穀物と打穀のさいにさらに一定の打穀穀物量 (Drescherschetal) をうけとる制度があちこちでみうけられる。

この制度はしばしば便利にみえるが、ニードーシリアではその不利について確認されている。之等の人々に要求する著しい貢納のためでも、その収穫がそれによって完遂される無秩序と不法のためでもない。

之等の世襲的ないわゆる打穀賃雇農夫 (Dreschegärtner) は今や一般に農地の負担とみなされる。

奉仕、とくに役畜の奉仕の評価のさいには農民の状態及びその牽畜 (Zugvieh) の状態が顧慮される。

之等がりっぱな状態にある場合には、たしかによりよい、より多くの労働を之等の人々から期待できる、そしてまた適当な方法で要求できる。しかし農民が全く劣悪な状態にある場合には、之等の農民は殆んどすべての価値を失い、時には土地の真の負担になる、つまりたいいていの地方では、地主 (Gutsbesitzer) が農民を維持し、国家への奉仕のために (農民に) 代って服務し、あれた農家敷を修

Froinden にして

復する義務があった。また奉仕の無用が感ぜられる場合、富裕な農民は、全く貧困に沈んだ人々が、それをしようと思ひ又なしうるよりもずっと以前に、貨幣や穀物の適当な対価を了承し、またそのようなものを適当に支払うであろう。

この願慮は、命令はしないが、おそらくすべての規制が、適当な代替に対する賦役の廃止をあらゆる方法で促進したのでますます重要となる、それ故一般に、今や殆んど眠っていた大量の労働力がそれによって眼をさまし、国家のために活動するようになったことが認められる。

吾々が認めるように、たとえ賦役の廃止が、個々の場合に、権利者に対して、奉仕者に対しても払わらるべき対価を考慮して、得でないに相違ないとしても、若し双方が便宜上一定の期間に相殺できる場合には奉仕の給付が一定量の小作料、永代借地料又は借地料 (Meiergelt) の労働による弁済とみなされ、計算される以上、いたるところ双方に現実に有利な処置が行われるだろう。

農民や役畜の種々な状態に従って、奉仕は色々に評価される。

二頭の馬をもつてする役畜奉仕は、日々二・三グロシエン (1 Groschen = 12 Pfennig) から八グロシエン、稀には十二グロシエンで、手の奉仕は日一・一/2 から三グロシエンと計算される、そして平均して、二頭の奉仕役畜 (Dienstgespanne) の労働は一頭の農家役畜 (Hofgespann) の労働に等しく、三人の手の奉仕の労働は、同種の二人の日雇労働者の労働に等しいと認められる。

前者はよい奉仕役畜のさいにのみ採用され得る、そして経験は、

一頭の農家役畜がしばしば四又は五頭の奉仕役畜以上に働くことを教える。

そしてまた貨幣や現物での奉仕のさいには、人々にその若干が与えられるかまたは奉畜に放牧場が認められねばならない、そのいずれの場合にもこれは奉仕の評価からさらに差引くべきである。...

以上のよう Albrecht Thaer (1752—1828) は、その主家の Wilhelm IV. von Hannover の „Verordnung über die Ablösung der grund-und gutherrlichen Lasten und Regulierung der bäuerlichen Verhältnisse, vom 10. November 1831“ に先行する賦役の実態を眼前にしながら精細な観察を行っている。そのようなテューアの賦役に対する史的評価が、プロシヤ農民解放もしくは農業改革の歴史の中に実現されることになる。<sup>(1)</sup>

テューアが賦役の二つのカテゴリーとしてあげている „Gespanndienst“ と „Handdienst“ は、ドイツだけではなく十八世紀のフランスでも „laboueurs des bras“, „laboueurs de boeufs“ の区別があった。しかし Le brassier (laboueurs de bras) は labourer (laboueurs de boeufs) から区別され、農業への資本関係の侵入とともに、十八世紀以降フェルミエとラブルールは殆んど同義語となり、新たな農民層の展開にすむ。<sup>(2)</sup> しかし賦役に基づく之等の労働慣行は、その歴史的な起原をフランク時代にまで遡りうる。フランク時代、とくにヴィライ制度が展開したカロリング時代の

Urbar の中で mansus ingenualis, mansus servilis, (mansus lectilis, mansus integer, mansus plenus, mansus dominicalis, mansus dimidius, mansuaris) provendaris. 等々がみえつづけられる。十八世紀の農業労働慣行に於て provendaris は既に歴史的にその生命をおえており、十一世紀初頭に serf へ進化したと思われる。従ってここでは、mansus ingenualis と mansus servilis の系譜が主として問題となるが、之等は元来 ingenuus と servus の Stände によってその保有する mansus が区別されたのが、次第にその農家数の領主への奉仕条件の区別に転化し、その人格的な主体性が、むしろ従属的なものとなり、dinglich な過程をたどったとおわれる。

マルク・ブロックは、この点について大要次のように述べている。九世紀から十二世紀のあいだに、領主制の古い組織体がこうむった大きな転換の本質は農業賦役を検討することによって、なお一層はつきりとあらわれるであろう。正確な比較の時点をとってみよう。パリ南方のティエヌ村は、少くもシャルルマーニユの治世以来、フランス大革命にいたるまでサン・ジェルマン・デ・プレ修道院の修道士達にぞくしていた。シャルルマーニユのもとで大部分の mansus ingenuales (自由マンズ) は週三日の労働(そのうち二日は、必要があれば耕作に、他の一日は手仕事に (un a bras) あてられた)、そのほかに、かれらの全責任のもとで、領土地の冬麦畑の四ペルシュ平方(十三から十四アール)、三月 (trevois) 麦畑の

二ペルシュ平方を耕作すること、さいごに領主の命令で車による運搬の義務を負っていた。外のいくつかのマンズでは、手仕事の期間に、領主によって勝手に定められていた。mansus serviles (非自由マンズ) については、それぞれのマンズは、修道士の葡萄園の四アール(三五から三六アール)を耕作し、「命令を受取ったときに、耕作および手仕事をこなした。一二五〇年にまさに同地方が農奴制から解放された、そのさい、諸負担についての一般的な規則をまとめた特許状が授与された。禁止されたのは農奴的義務だけであつた。その他のものは古くからあるものと認められ、最もおくれてこの世紀の初めまでさかのぼるはずであつた慣習に合致するように、ただ明文化されただけであつた。

地片の耕作については、もはや痕跡がみられない。すべての保有農は修道院にたいして草刈りのために一年に一日を提供し、また、連畜をもつときは、九日間の耕作を行なつた。

それ故もつとも負担の多い者も、一年に十日(の賦役)であつた。以前は、領主の恣意から最も保護されていた者も一五六日を負担した。実際は、このような比較のあらし方は、完全に正しいものではない。

マンズはいくつかの世帯 (Focus = ménage) をよくみうるものであつた。一二五〇年には、これと反対に、賦役は明らかに各家長にたいして要求された。しかしマンズごとに二家族という実際とはちがう平均値を仮定するときですら、その差はなおいぜんとして大きいであらう。<sup>(4)</sup>

Frohnden について

マルク・ブロックはなおつづいて次のように述べている。

なお一二〇〇年頃に到達されたこの段階は、やがてほとんど決定的なものとなるであろう。

フライリップ・オーギェスト (1180—1223) の治下での通常の賦役制度はこうしたものであつたが、それは大体において、ルイ十六世 (1774—1792) の治下でもかわることがなからう。<sup>(5)</sup>

しかしグーツヘルンバウエルン関係からエンカー経営への展開を示すプロシヤ社会では、Schollpflichtigkeit (Glebae adscriptio) や Leibeigenschaft によって賦役の源泉を確保し、グーツヘルンバウエルン関係の廃止後は(すでに十五世紀初頭に始まる) Gesindeordnung によって労働力を確保した。

尤もプロイセン社会でもそのような事態に急速に展開したのは近世以降のことである。

たとえば Lahn 河上流の Eydehe 附近では、(八二三年後のものと思われる) ロルシュ聖堂のフリーフェ・リストの中で、次のような賦役の記述がみられる。

エルダでは三七の完全フリーフェ及び週に三日作業する他の一七のフリーフェがある。

キウヴェレンのフリーフェ。キウヴェレンには三八の完全フリーフェと週に三日働く半フリーフェがある。

ホルツハイムには五フリーフェと同様に作業する他の十五フリーフェ及び聖堂一字あり。

クルフテラには八フリーフェと週に三日作業する他の二二フリーフェ

がある。

オーバーホーヴェには同様に作業する一九(フーフエ)あり。<sup>(6)</sup> これらの賦役は、プロックの引用したほぼ同年代(八二二—八二六年)の polyptycum irminonis abbat. (par M.B. Guérard) の XIV. Breve de Theodaxio. とほぼ同様のものがある。

その第三項に、「Giroldus コロヌスとその妻コロナ、名は Adalgera サン・ジェルマンの家人 (nomines) は自由マンヌ一ツ半をもつ。耕地を十四 bunnaria (1. bunnaria = 120—130 ares) 保有し、葡萄酒五アルパン (1. arpent = 30 acres) 半と草地十一アルパンを保持する。……賦役は各週二日、手の奉仕一日、鶏三羽、卵十五箇。彼に課される車奉仕、又葡萄酒一アルパンを耕す。(なお冬麦畑四アルパンと三月麦畑二アルパンを耕作する。)」と記してある。

さらに第二二項では、「Adalricus コロヌスとその妻コロナ、名は Eilendis、サン・ジェルマンの家人は自分と一緒に息子三人と娘一人をもつ。Adalfridus コロヌスとその妻コロナ、名は Teuthindis、サン・ジェルマンの家人は自分と一緒に幼子四人をもつ。之等の二(世帯)は自由マンヌ一を保有し、十三 bunnaria の耕地、六アルパンの葡萄酒、七アルパン半の草地をもつ。復活祭に葡萄酒三モディウスを納める。役馬役 (garvetum) (も行う)。冬麦畑の四アルパン、三月麦畑の二アルパンを耕作する。各週三日の賦役 (curvatias) を行う。雞三羽、卵十五箇(納める。)」と見える。(なおこのことから、マンヌは時に二世帯で保有されたと思われる。)

からの離陸 (take-off) の史的 directions が問題である。つまり農民的な方向で改革が行われるか、または農民をぎせいにした領主的な方向で改革が行われるか? 更にそこから生成したエンカーが Rentier のように寄生地主化するかが問題となる。

エンカーが直接農場経営者としてあらわれ、農業労働者が、資本主義的に純化する場合、農民の多大のぎせいにもかかわらず資本主義化の路はなお開かれる。<sup>(7)</sup>

だがその際プロシヤ社会のような事情のもとでは、資本主義的な諸制度は一きよに発生し得ず、賦役制はなお広汎に残存し、その進化の可能性は之等の過渡的な段階を必要とした。

フランケン<sup>(8)</sup>の西南部 Hohenlohe 侯国における農民解放は、その事例の一つとなろう。

この領域についての主要な研究対象は、当面 Öhringen, Gaden-thal, Kupferzell, Forchtenberg の四辺形におかれてゐる。<sup>(9)</sup> その領域はとりわけ Neuenstein, Waldenburg, Künzelsau, Ingeltingen の諸都市を含んでゐる。

一八〇六年に Hohenlohe 侯国は、合併の結果 (im Verlauf der Mediatisierung) Königreich Württemberg (ヴュルテンベルク王領) に併合された。そしてヴュルテンベルク王領の県区劃内では Jagstkreis (ヤグスト県) に属し、ヤグスト県内では、行政区劃 (Oberamtsenteilung) に従つて、また所有の主要な量から Öhringen, Künzelsau 及び Gerabronn の Oberämtern に属する。従つてその重点は、合併後の之等の三つの Oberämtern におかれる。

Frohnden 及び Fröhndorf

七〇 (四二〇)

しかし Albrecht Thier は、そのような封建的な慣行によるよりも、合理的な農業経営に徹する方がより経済的で高収益性をあげるとのべている。従つて封建的な賦役慣行が全くその経済的価値を失い、むしろ土地の負担に転化し、文字通り Realasten として消却されるべき事態を的確に指摘している。しかしそのための条件として農民の貨幣流通—農民的商品市場—労働力の貯蔵庫の存在が前提されねばならない。

Gesindehierarchie からの Dienstzwang のつことつての、いわゆる Gesindeordnung や Dienstgeld はそのための過渡的な間隙をみたすことにならう。

プロシヤでも分割地農民や自由な独立自営農民、そして農村の自由な商品流通が全く存在しなかつた訳ではなう。(Max Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus.)

しかし農民的土地所有にもとづく農民の商品経済を完全に展開するには、あまりにも Ritter = Gutsherr による隣接の農民村落の Bauerlegen、農作物の規制、又はエンカーへの国家的保護等農民の犠牲が大きすぎた。

労働が時空間的に解放され、零細な分有地にしる、又は現物賃金にしる労働の報酬が与えられることは、農民の所得配分に変化をきたし又新しい経済機構のもとでの三分制 (tripartite division) (Tripartition) 又はその亜種 (Unterart) の土台を創出することになる。(Gutsbesitzer-Meier-Arbeiter) (Junker-Arbeiter)

ここではしかし資本形成の主体性又は起原の問題よりは、封建制

ここでは十八世紀から十九世紀への転換期をめぐるホーヘンローエの農民の社会経済状態の研究をもつて始まり、ほぼ一八七四年頃の農民解放の遂行の結末をもつておわる。<sup>(11)</sup>

右の Öhringen, Künzelsau 及び Gerabronn 等の Oberamt についての史的な記述はいずれも上述の Handbuch der historischen Stätten Deutschlands. にきわめて簡明に記されてゐる。

例えば「Gerabronn. (Kr. Crailsheim) 今日の名は、十八世紀に於て初めてあらわれる。中世には Gerhiltbrunn (1226, 1300.) また Gerhardsbrunn 等の場所の名があげられている。以前は門塔及び二つの門塔 (Torturm) (十五世紀に建てられ、一七三一年に修理された Michelbach の門塔が維持されている。上の塔は一八三九年にとりおろされた) によつてかためられた場所に、一二二六年に Langenburg の領主が所領及び権利をもつていた。そして Hohenlohe-Braunec 家が一二八七年に、ヴュルテンベルクのレーン(知行)として持分を所有した。一三九九年に Gerabronn は Werdeck の領主権ととゞ Burggraf von Nürnberg, 後の Markgraf von Brandenburg-Ansbach のものとなす。一四一九年—一四六六年に Berchingen 家が、一四六三年に Werdeck ととゞ Reichberg 家を買入れた。一四六九年に Vellberg 家が Gerabronn を Werdeck の領主権ととゞ買じた。だが Brandenburg-Ansbach が、一五三〇年の買戻しまで高権を自ら保留してゐた。一四二二年にこの場所は一つの年市 (Jahrmakrt) と一つの週市 (Wochenmarkt) の権利を受け取つてゐる。Gerabronn は、都市類似の制

七二 (四二二)

度をもった。そして一三六九年にすでに一度都市 (Stadt) と呼ばれた。すでにホーヘンローエ時代に裁判所 (Gerichtsstiz) があり、十五世紀の終り以来、フンスバッハの Werdeck 所領の中心点となり、一四九三年に Kastnamt (Kastner = Amtmänner 領地財政主務官)、一五五〇年に Werdeck の Vogtei (フォクト職 = 守護職)、Fraischamt (Gerichtamt = 裁判所) は Burg Werdeck (ウエルデック市) から Gerabronn へ移された。Gerabronn の上級裁判は Werdeck と Bemberg (Blaufelden を除く) 管区の権限に属し、Kastner の 後には Crailsheim の都市フォクト (Stadtvogt) の裁判長のもとで行われた。

一四二三年に Berlichingen 家から寄進された聖ペテロと聖パウロの聖堂は、一五六一年に、荒野での Michelbach 教区から区分され、また独立の教区へひきあげられた。Gerabronn は、一四四九年に、都市戦争 (Städtekrieg) 中に、ハルレの市民から焼きはらわれた。一八〇六年—一〇年にバイエルンの行政区であったが、Gerabronn は、一八一〇年に、ウエルテンベルクのものとなった。それは一八一一年に (一九三八年に廃止された) 行政区劃 (OA = Oberamt) の中心地となり、また一八八五年に都市 (Stadt) に上昇した。というようなくあいた、それぞれ記されている。

そのような地史 (又は伝領関係) のもとでの Die Fronen und das Dienstgeld (賦役と奉仕金) について追究される。

賦役は、(賦役) 義務者が第三者の利益のために全然賃金なしに又は異常に少い報酬で果さねばならない奉仕の給付と解されている。

保護をうける住民からはたされねばならなかった。

賦役が馬車 (Fuhrwerke) で行なわれる場合 Spannfronen (Mähn) と呼ばれ、手で行なわれるときには Handfrouen と呼ばれた。一六〇九年まで、この奉仕は、無限定の範囲で、労働賦役 (Naturalfrouen) として果たされねばならなかった。

無限定又は不測定とは、あだかも主人が完全に恣意的に奉仕義務をかえ、また要求し得たと理解されてはならず、不測定とは単に賦役給付の場所も、労働の質や量も、文書の契約によって定められず、主人の伝来の慣習や伝来の必要に従って給付の範囲が定められることを意味する。

奉仕金 (Dienstgeld) は、十七世紀の最初の数年間に労働賦役の大部分を消却した。労働賦役の貨幣給付への転換は、Hohenlohe-Neuenstein と Hohenlohe-Waldenburg の両地方部分で別々に完成された。それゆえわけて叙述されねばならない。

Hohenlohe-Neuenstein の奉仕金。

十六世紀の末ごろすでに、当時の伯たちは、(賦役) 義務者たちから労働奉仕の代りに貨幣貢納を要求する方が経済的ではないかどうかを熟考した。伯達は、そのさい疑いもなく賦役労働が、給付の質においてそれを望む余地があるかという経験的な事実から出発する。

強制された労働は、一般に自由意思の及び有償の奉仕よりずっと劣悪にしか果たされない。

Frohnden とのこと

る。

このさいドイツで一般にその時期に普通の労働給付が問題になる。だがそれらの労働給付はホーヘンローエの手中にはならない。賦役権者の差異に従って、之等の奉仕は、次のように分かれる。ランデスヘル (領邦君主) の賦役、グルントヘル (領主) の賦役、ゲリヒトヘル (裁判領主) の賦役、ライプヘル (隷奴主) の賦役及びゲマインデ (共同体) の賦役。

ここで前景に立たねばならない奉仕はグルントヘルの賦役である。しかしそのさいラントの領主、グルントヘル、裁判領主及び時にはライプヘルの中でくりかえし述べられた人的結合によってホーヘンローエでのこのような区分は、重要でもまたつねに可能でもなかった。義務者は、時間の経過で最早や人がそれを認めず、その特性の何れかで、伯又は君主がそれを要求した唯一の支配的 (Gerichtlich) な「全賦役」《Gesamtfrouen》を給付せねばならなかった。

一層の区分基準は、(賦役) 義務者たちの差異である。そこでは、転々とする賦役は、定着する賦役から区別される。Walende Fronen とは土地に附着したとしてかかるものとして、つまり地代が、小作地及び永代小作地の所有者から要求される人々の奉仕である。之に反して Schatte Fronen は、ある場所への定住の結果として生じたそして土地をもたない家族及び市民権がなく

その転換のさいに、伯達は何等明確な領主制農場経済 (Gutswirtschaft) を行なっておらず、彼等は、そこに帰属する普通の農業労働を有給の隷農 (Knecht) や日雇賃労働者 (Tagelöhner) によってよりすみやかに又よりよく遂行できると考えたが、それ以上、賦役人夫にどうして葡萄酒やパン、又はすべての食事が与えられねばならぬかについては考えないと云う事情が同時に作用していた。

領主たちは、さらに農民が、彼等に免除された賦役奉仕の時間を農民自身の土地の耕作に使用し、このことは農民の耕地の収穫収入の向上、最後にまた領主の十分の一収入の上昇へみちびきうると望んだ。

だが、さしあたり農民は決してこの変化を喜んでいなかった。賦役は、伝来の給付として知られ、人々はそれになじんでいた。そして一日の労働給付は当面おそらく貨幣額の引き渡しよりずっとらくにたえることができた。

労働賦役の貨幣給付への転換の最初の試みは、一五八三年に Wolfgang 伯二世によって行われたが、臣下のそのために高まった非常な悲歎のために失敗した。一六〇九年にはじめてウォルフガング伯とその息子及び臣下の代表の間で協定に達した、それによるとこれ迄不測定の奉仕給付の測定された貨幣貢納及び若干のわずかに測定されたいわゆる予備賦役 (reservierte Fronen) に変えられた。

この協定は、一六〇三年の保証条約 (Assurations-Recess) と含まれている。この規定は次のように定められている。

一、労働奉仕の給付は、予備賦役の例外をもって、奉仕金の支払



で廃止される。

予備賦役のもとで次のことが、理解されるべきである。「薪の運搬、薪づくり及び薪の整頓、ついで狩猟奉仕及び猟具の運搬や家畜の厩舎への誘導、布や糸の乾燥、捕獲した猟獣の領主の館への運搬、なお猟に属するそのようなものといったぐあいのもの」である。

二、臣下は、これまでの国税や地方税から保護され、同様に特別税からも保護された、しかし、そのかわりに年々のラント税あるいは課税を支払わねばならなかった。

奉仕金の高は、その等級別が同時にホーヘンローエの人口の社会的な三つの構成を反映し、次の額に達する。

農民 (Bauer) (いずれも奉仕馬賦役) 年に五フロリン  
土地なし農民 (Köbler) 年に三フロリン  
部屋住み人 (Hausgesessen) 年に二フロリン

Bauer や Köbler がその土地を相続人に委譲した場合、旧所有者は、Hausgesessen の地位をうけとり、部屋住み人の奉仕金を支払わねばならない。その義務は時々家長にかかった。

ところで、それが老農民であれ、老土地なし農民であれ、あるいは部屋住み人であれ、夫が死亡すると生き残った妻が、部屋住み人の責任をひきうけねばならなかった。そのさい(一フロリン三〇クロイツに等しい)二五%に減少した。

賦役義務者には、奉仕金を五%の利率で資本化し、この額の支払で全く奉仕金の義務から解放される可能性がひらかれていた。だが農民がそれを利用したことはどこにも報告されていない。

Hohenlohe-Waldenburg での奉仕金。

これまで奉仕金として納めたことは Waldenburg の奉仕金にも妥当する。Neuenstein に対する最も明瞭な差異は、(a) 手賦役及び牽畜賦役の貨幣給付への転換が、一七〇四年にはじめておこなわれ、ついで一七二四年から一七二九年に遂行されたことと(b) Hausgesessen が Dienstgeld のかわりに保護税 (Schutzgeld) を支払わねばならなかったことにある。

もっと仔細に注視すると Waldenburg の部族地方での奉仕金義務は Neuenstein の系統におけるよりもずっと正確に(賦役)義務者の給付能力に適合されていた。一方 Neuenstein では、そのグループ内のすべての Köbler や Hausgesessen はその能力を顧慮せずにおなじ高さに賦課されていた、そしてまた農民の義務は、奉仕の馬に従って大まかな区分にしか服さなかった。Hohenlohe-Waldenburg では奉仕金の高さは、(賦役)義務者のそのときどきの資産状態にしたがってきわめてせんさいに段階づけられ、またずっと公平でもあった。

免除された賦役奉仕のために、年々次のような奉仕金が支払われねばならなかった。

ein Bauer 一〇〇フロリンの課税査定額ごとに、  
二フロリン  
ein Köbler 一〇〇フロリン(の財産)を越えると同時に課税される。一〇〇フロリンの課税査定額ごとに、  
一フロリン三〇クロイツ

一〇〇フロリン及びそれ以下で課税されるとき、

ein Bloshäusler (土地なしの小屋住農) 一フロリン三〇クロイツ  
一フロリン

ein Hausgesosse は一般に奉仕金を支払わず、保護税 (Schutzgeld) を支払った。Hohenlohe-Waldenburg での Hausgesessen は、一部 Schutzverwandte (保護縁者) と呼ばれ、五つの貢納階級に細分されていた。

Schutzverwandte (他の領主のもとからひきこまれたもの)、

一フロリンの Schutzgeld  
及び 一フロリン三〇クロイツ  
の Dienstgeld  
一フロリン三〇クロイツ  
の Schutzgeld

Ausgedinger (隠居) Schutzgeld  
結婚した Untertanen (その両親のもとで家に住んでいるもの) 一フロリンの Schutzgeld  
及び 一フロリン三〇クロイツ  
の Dienstgeld

結婚した女及び隠居して暮らしている女、

一フロリンの Schutzgeld

三〇クロイツの Schutzgeld

右のような奉仕金の導入直後、Hohenlohe-Neuenstein の系統が

Frohnden として

予備賦役で処理したようなお給付さるべき労働賦役についての明確な規制を臣下に行うことを領主がなおざりにしたことが知られる。それゆえ一七三六年に、領主 (Herrschaft) は、これ迄の高さに奉仕金を持続するという条件のもとで、附加的な、無報酬の、自由意志<sup>(14)</sup>の賦役の給付を臣下から要求した。

賦役奉仕 (Frondienst) は、十八及び十九世紀における奉仕金の導入にもかかわらず、その後この賦役奉仕の解消まで著しい範囲にわたって存続した。賦役奉仕の内部で、狩猟賦役、木材運搬、木材蒐集の賦役が、その範囲の上から云って、広汎に前面にたっていた。

次に広くおこなわれていた賦役、十分の一税輸送賦役及び地租輸送賦役は、狩猟奉仕義務からみてほんの一部分にしかあたらなかった。

この外に Frongeld や Fronsurrogatgeld があげられており、Frongeld は、領主が Dienstgeld の導入後その給付を自分に留保した賦役に対する貨幣による代替給付であり、その支払は、労働奉仕 (Naturaldienst) に対して賦役義務者に選択的にまかされていた。

賦役の消却 (Freikauf) は薪の運搬、薪づくり、薪の倉庫への搬入に関する限りでのみ可能であったが、狩猟賦役のさいには不可能であった。

Frongeld は、各奉仕馬農民のさいには年に四フロリン、Köbler の場合には統一的に年に一フロリン三〇クロイツであった。

Fronsurrogatgeld は Frongeld と同一の性格をもっていた。

Friedrich Lütge 教授の指導のもとで行われたこの研究は、すべ

て実証的な資料を提供している。当然のこと乍ら著者はドイツの伝統に従ってこれを *Steuerverfassung* の構成を説明する作業の一部としている。しかしリヒトケ教授の序文によせた文中にみるように西南ドイツのレントヘルシャントの進化の研究として、Stein=Hardenbergの改革を経て、テーヤの *Grundsätze der rationalen Landwirtschaft*, 1847. にいたる史的前提であり、一八四八年の三月革命がその史的な成果として農民賦役の基盤の市民的解消<sup>15)</sup>ドイツ封建制からの離脱を行うこととなる。

(一九六七、一、一五)

注

- (一) Theodor Freiherr von der Goltz, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft*, Band 2, S. 3ff. 1963. (尚、山岡亮一訳書「頁式」参照。)
- (二) Marc Bloch, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, 1952, pp. 197-199. (尚、河野健二、飯沼二郎訳書「頁式」参照。)
- (三) Philippe Dollinger, *L'Évolution des classes rurales en Bavière*, p. 489.
- (四) M. Bloch, *ibid.*, pp. 97-98. (邦訳「一三七—一三八頁」。)
- (五) M. Bloch, *ibid.*, p. 98. (邦訳「一三九頁」。)
- (六) Codex Laureshamensis, *Mannheimi Typis*. (Nr. 3683.), SS. 228-229.

(7) 尤もこれには一切の非自由身分 (*Leibe- Eigenschaft*) を否定した(第三卷第四十二章)ザクセンシュビーゲルの著者、Eike von Repgow に始まる自律的なドイツのルネッサンスと宗教改革、ローマ法の継受、都市の自治制等ドイツ市民社会の進化の一連の史的前提がある。  
しかし同じような西欧市民社会の進化にもかかわらずイギリスでは *gentry, squire* や *yeoman, husbandman* 等のフイラルな発展がみられ、農民革命を経過したフランスの分割地農民が保守的なボナパルティスムにみられるような他律的な進展をとげたのに対して、ドイツのユンカーは、プロシヤの官僚制、軍国主義及び民族主義に支えられたプロシヤ的国家主義の支柱となる。

- (八) Eckart Schremmer, *Die Bauernbefreiung in Hohenlohe*, 1963.
- (九) Handbuch der historischen Stätten Deutschlands, Baden-Württemberg.
- (十) Oberamt = 2 ヲンタルメンンでおこなわれた行政区劃。
- (十一) Eckart Schremmer, *ebenda*, SS. 2-3.
- (十二) Handbuch der historischen Stätten Deutschlands, Baden-Württemberg, S. 207.
- (十三) E. Schremmer, *ebenda*, S. 70 ff.  
Bauernlegen 及 Enclosure 及びその Dienstgeld 及 Commutation (Commutatio) にあたることとなり。

- (14) 賦役が、公共の奉仕(軍役又は公道の修理等)、つまり *dynos* のための *εργα* 又は宗教的な Liturgie から発したとして、経済外的な強権に基づくものであるとすると *freiwilligen Fronen* と *unfreiwilligen Fronen* の矛盾があるが封建的な強権の停止後になお存続した Dienst=Fronen. つまり経済的な利益追求の原理に支配されぬ社会経済行動(又は慣行)と考えられる。そしてそれは歴史的には過渡的な性格をおびる。
- (15) 勿論それは結果的に上からの変革ではあるが、Friedrich Wilhelm IV. Gesetz, betreffend die Ablösung der Reallasten und die Regulierung der gutscherrlichen und bäuerlichen Verhältnisse vom 2. März 1850, Erster Abschnitt, § 3. Es werden ferner folgende Berechtigungen, soweit sie noch bestehen, ohne Entschädigung aufgehoben. .... 6) alle in Beziehung auf die Jagd obliegenden Dienste und Leistungen. 参照。

(編輯の都合上簡略化するため資料の多くを省略した。)